

第29回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年5月29日（金） 17時00分

場 所：災害対策本部室（本庁舎3階）

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 報告事項
 - （1）新型コロナウイルス感染症に係る相談・検査について
 - （2）鳥取県新型コロナウイルス感染症対策情報連絡会議の概要について
 - （3）小・中・義務教育学校の対応について
- 4 協議事項
 - （1）各部局の対応について
- 5 その他
- 6 閉会

新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査の状況について

2020. 5. 29
鳥取市保健所

1 相談件数

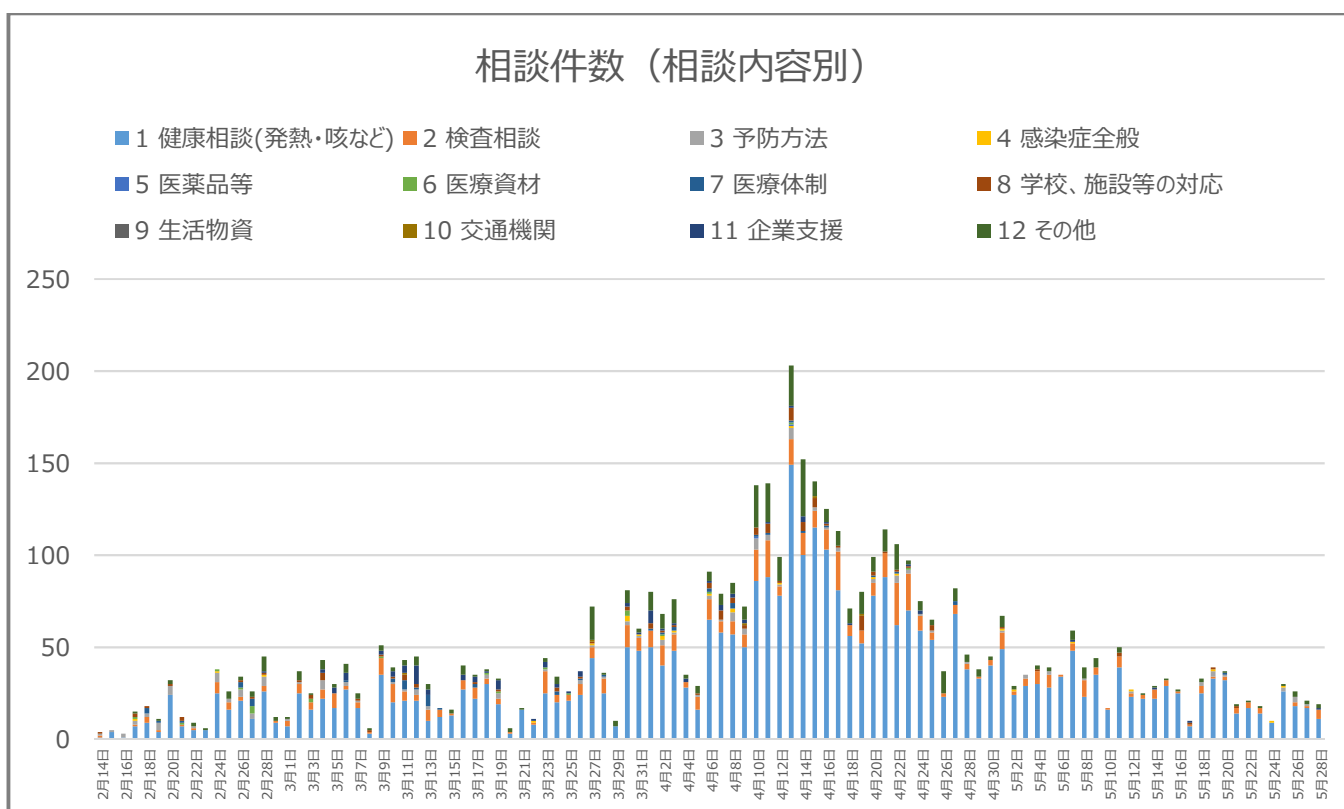
(1) 相談者別

相 談 者	延件数 (件)
住 民	4, 070
医 療 機 関	368
そ の 他	512
合 計	4, 950

(参考：中部 1, 587 件、西部 4, 762 件)

(2) 相談内容別

相談内容	延件数 (件)
健康相談	3, 478
検査相談	546
予防方法	143
学校施設の対応	116
その他	667
合 計	4, 950



2 検査件数

	東部	中部	西部	合計
件数 (件)	710	177	441	1, 328
うち陽性	2	0	1	3

(※相談、検査件数令和2年5月28日までの件数)

新型コロナウイルス感染症対策本部 情報連絡会議

日時：令和2年5月29日（金）午前10時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、交流人口拡大本部
危機管理局、福祉保健部、生活環境部
東部地域振興事務所、中部総合事務所
西部総合事務所、日野振興センター

議題：◇県外との往来について
◇その他

6月からの県外との往来について

○中国 5 県相互間の往来

- ・感染予防に心がけた上で、往来については制限しない。
- ・観光振興の観点からの往来については、まずは県内観光の振興から取り組み、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施する。
- ・ただし、経済活動を段階的に引き上げていく観点から隣県との間で段階的に観光振興に取り組む。

○島根県との往来

- ・観光振興の観点からの往来についても制限しない。（積極的な人の呼び込みは現時点では控える。）
- ・県立観光施設についても利用制限しない。

○関西圏域との往来

- ・まずは県内観光の振興から取り組み、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施する。

○首都圏・北海道との往来

- ・6月18日までは、不要不急の往来は慎重に行う。

クラスター発生4業種のガイドラインについて

➤「接待を伴う飲食」「ライブハウス」「カラオケ」「スポーツジム」について

○「接待を伴う飲食」については、県版ガイドラインを作成済み(5/28)

○その他の3業種については、各事業者の意向を踏まえて、順次作成

<事業者の意見例>

- ライブハウス
 - ・県で作っていただき周知していただくことが、利用者の安心感につながる。
 - ・営業するならガイドラインを守っていないところを強く指導してほしい。
 - ・県飲食店ガイドラインを参考に対策をすでに実施中。国版も参考にしたい。
- カラオケ
 - ・県飲食店ガイドラインが届き、対策をすでに実施中。
- スポーツジム
 - ・本社マニュアルの対策をすでに実施中。

(県版があるとありがたい。県版があるとそちらの対応も増え困る。)

〔参考〕業界団体(全国)版の作成状況

接待を伴う飲食	6月中旬予定
ライブハウス	調整中
カラオケ	作成済み(5/25)
スポーツジム	作成済み(5/25)

県立のトレーニングルームは
6/1から感染防止策を徹底し再開

〔参考〕県版ガイドラインの作成状況

飲食、宿泊(5/21)、理・美容、クリーニング、公衆浴場、登山客向け(5/28) 作成済み
海水浴 作成中

新型コロナウイルス感染症に打ち克つ新しい県民生活の推進

新型コロナウイルス感染症を克服するための「新しい県民生活」の定着や県内の需要喚起に向けた取組を官民を挙げて展開

鳥取県コロナに打ち克つ 新しい県民生活推進本部（6/1設置）

本部長：知事
副本部長：副知事、統轄監
本部員：各部局長等

【取組】

- 新しい県民生活の推進
 - ・業種別感染拡大予防ガイドラインの作成・監修・普及促進
 - ・事業者のテレワーク推進 等
- 需要喚起に向けた取組支援

経済雇用対策本部（本部長：知事）

新しい県民生活推進プロジェクトチーム

連携

鳥取県コロナに打ち克つ 新しい県民生活推進会議（6月上旬開催）

参画団体
経済、産業、報道、教育、県民、行政等

【取組】

- 新しい県民生活の実践や関係者への普及促進を県民運動として展開

（新しい県民生活のポイント）

- ・長続きするもの（習慣化など）
- ・これからの時代の要請に沿ったもの（SDGs、オンラインなど）
- ・鳥取県らしいもの（豊かな自然に親しむなど）

- 需要喚起への主体的な取組

鳥取県から皆様へのお願い(6月1日以降)

- ◆ 6月18日までの間は、不要不急の北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との往来はお控えください。このほかの地域と往来することは差し支えありませんが、行き先の府県が出す情報などに十分注意し、感染予防に心がけましょう。
- ◆ ただし、観光のための県外との往来については、島根県との往来を除き、6月18日まではお控えください。
- ◆ 県内への外出につきましては、差し支えありません。みんなで、県内の観光地や飲食店などを応援しましょう。「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」のステッカーも参考にしてください。
- ◆ 外出する時は、「新型コロナ克服3カ条」を守って、しっかりと健康管理にあたりましょう。



- ◆ 病氣と闘っている患者さんやご家族、医療関係者を応援し、県外ナンバー車などへの親切心を県民の誇りとしましょう。

【県内にいらっしゃった皆様へ】

- ◆ 旧特定警戒都道府県(※)から鳥取県へお越しの皆様は、来県後14日間、やむを得ない場合を除き住宅・居所からの外出をお控えください。
※5/21解除: 京都府、大阪府、兵庫県(最長6/4までの14日間)
5/25解除: 北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県(最長6/8までの14日間)
- ◆ 現在感染が拡大している地域から鳥取県にお越しの皆様は、感染している可能性も意識して、「三つの密」を避け咳エチケットにご配慮いただくなど、慎重な行動をお願いします。

県民の皆様へ

～気を緩めずに、みんなで感染拡大防止～

新型コロナ克服3カ条

3カ条を守って、一人ひとりが感染予防や拡大防止に取り組みましょう。
県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう。

(1)人^{あいだが あい だ}と人 間が愛だ

- ・人と人とが約2m離れば、飛沫感染防止で安心
- ・テレビ会議やテレワーク、電話もOK
- ・オンライン飲み会や遠隔診療
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース
- ・歌や応援は、十分な距離をとって

(2)三^{みつだ と みす だ}つもの 密だとミスだ

- ・「三つの密」の回避(密閉、密集、密接)
- ※これまでの集団感染が生じた場の共通点を踏まえると「三つの密」のある場が感染拡大のリスクが高いと考えられています
- ・定期的に窓を開けるなどこまめに換気(できれば2方向で)
- ・食事は大皿を避け、料理は個々に
- ・食事をする時はおしゃべりは避ける

(3)幸^{よぼう で よ ぼう}せは 予防で呼ぼう

- ・こまめに手洗いまたは手指消毒
- ・症状がなくても、会話はマスク着用がエチケット
- ・ビニール袋で密閉してごみを廃棄
- ・咳エチケットの徹底
- ・トイレのふたを閉めて汚物を流す

項目	内容
小・中・義務教育 学校における長期 休業日について	長期休業日については、今年度の教育課程の遅れを補充するとともに、今後の感染拡大による急遽の臨時休業、分散登校等に備え、児童生徒の学習保障、進路保障のために、できるかぎりの授業時数を確保すること、また、児童生徒の学校生活の充実に充てることを基本とし、以下のとおりとする。 ◆夏季休業日 <u>令和2年8月1日（土）～8月24日（月）</u> ※7月20日（月）～7月22日（水）までは 通常授業（給食を提供予定） 7月27日（月）～7月31日（金）までは 原則5校時まで（簡易給食を提供予定） ◆冬季休業日 <u>令和2年12月25日（金）～令和3年1月6日（水）</u>

項目	内容
社会教育・体育施設について	○屋内体育施設（トレーニングルーム） 鳥取県の方針を踏まえ、感染防止対策を徹底したうえで、若葉台スポーツセンター、市民体育館及び鹿野町農業者トレーニングセンター内にあるトレーニングルームについては、6月1日（月）より利用制限を緩和します。 ○宿泊機能を備えた社会教育施設 サイクリングターミナル砂丘の家（宿泊部門）については、鳥取県外出自粛の段階的緩和の目安のステップ3が終了する7月31日（金）まで利用制限を継続します。 ※社会情勢によっては、利用制限を変更する場合があります。